【資料3】

令和6年度

岐阜市基幹相談支援事業



基幹相談支援センター

障害者総合支援法第77条の2に規定。 「地域における相談支援の中核的な役割を担う機関」として位置づけられており、市町村が設置することができる。

- * 平成26年度~ 〈基幹相談支援センター〉 岐阜市障がい福祉課 相談係内に設置
- * 平成30年度~ 〈基幹相談支援サテライト〉 市内4カ所に設置(委託) 内1カ所は岐南町・笠松町と共同設置

岐阜市基幹相談支援 サテライト担当地区

網代

西郷

合渡

七鄉〈木田

市橋

柳津

方県

黑野

城西

本荘

鶉

三里

基幹相談支援サテライトクロス

金華、京町、明徳、徹明、本郷、木之本、本荘、長良、長良西、長良東、三里、鷺山、常磐、岩野田、岩野田北

三輪北

三輪南

藍川

日野

長森東

岩野田北

長良

金華

梅林

厚見

岩野田

長森西

長良東

長森北

長森南

常磐

鷺山

茜部

早田

知武

おおよそ 人口10万人に 1か所設置

基幹相談支援 サテライトうかい

島、早田、城西、則武、木田、 黒野、方県、西郷、七郷、市橋、 鏡島、合渡、網代

基幹相談支援 サテライトふなぶせ南

加納東、加納西、茜部、鶉、 日置江、柳津町 (岐南町、笠松町)

基幹相談支援サテライトふなぶせ

岩

| 芥見南 | 芥見東

芥見

梅林、白山、華陽、日野、長森南、長森北、 長森西、長森東、岩、厚見、芥見、藍川、 芥見東、芥見南、三輪南、三輪北

岐阜市における基幹相談支援事業 運営体制

直営

岐阜市基幹相談支援センター

(障がい福祉課 相談係)

保健所

保健センター(中・南・北)







委託

岐阜市基幹相談支援サテライト

総合相談・専門相談

初期相談窓口として多様な障がい・相談に自宅等への訪問や来所・同行等の方法により対応

権利擁護・虐待防止

普及啓発活動の実施 ケース会議へ出席

連入

常勤かつ専従職員を1名以上配置

- ・相談支援専門員として1年以上の実務経験
- ・社会福祉士又は保健師又は精神保健福祉士

地域移行・地域定着

医療機関等へ向けた普及 啓発活動の実施

地域の相談支援体制の強化の取り組み

- ・相談支援事業者への専門的指導・助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取り組み

参画・運営

特定・一般・障害児相談支援事業者

岐阜市障害者総合支援協議会

岐阜市基幹相談支援サテライトの運営体制

人員要件

・社会福祉士、保健師又は、精神保健福祉士のいずれかの資格を有し、相談支援専門員として1年以上の実務経験を有している。

法人要件

・一般相談支援事業所、特定相談 支援事業所の指定を受けた日の 翌日から起算して3年以上経過 している。

開所日

時間

- ・ 平日(休日、年末年始を除く。)
- ・午前9時から午後5時



品質管理

専門性の向上

- ・職員の自己研鑽として研修等に参加している。
- ・県相談支援従事者主任研修を1名 受講、1名退職し、主任相談支援専 門員は市内8名である。

相談事案 の共有・ 情報収集

- ・ サテライト定例会 (月2回) (全基幹相談支援サテライトと障がい福祉課)
- サテライト間連携会議 (全基幹相談支援サテライト)
- ·対面、Teamsを使い分けて開催した。



情報管理

相談記録の管理

・<u>施錠可能</u>な場所で、来所者から 見えない場所に保管している。

個人情報の取扱

・関係機関との情報共有・連携に 本人の承諾を得ている。

データの 管理

月報、報告書などをメールで送付する際は、データにパスワードを設定している。

岐阜市における相談支援体制(3層構造)

<第3層>

地域における相談支援体制の 整備や社会資源の開発など

<第2層>

一般的な相談支援

[主な対象]

相談の高度化

專

- ・第1層の対象でない障がい者等を はじめとした地域住民
- ・地域の相談支援事業者 等

◎岐阜市基幹相談支援サテライト設置、助言、指導

- ◎地域の相談支援体制の強化への取組
- 連携会議・学習会の開催等
- ・地域移行、地域定着の促進の取組(普及啓発等)
- 権利擁護、虐待防止の取組(体制整備等)
- 総合支援協議会の設置、運営等

主な担い手 ⇒ 基幹相談支援センター (障がい福祉課)

◎地域の相談支援体制強化へ の取組

地域の相談支援事業所に対す る専門的な相談・助言等

医療的ケア、重症心身障がい、 自閉・強度行動障がい等の専門 的な相談、スーパーバイズ等

主な担い手⇒

委託相談支援事業所

◎初期相談窓□

- 福祉サービス利用援助(情報提供、助言・相談等)
- 専門機関への紹介、つなぎ

主な担い手 ⇒ 基幹相談支援サテライト

<第1層>

基本相談支援を基盤とした 計画相談支援

「主な対象]

障害福祉サービス利用者等

- ●基本相談支援
- 計画相談支援等
- サービス利用支援
- 継続サービス利用支援

主な担い手 ⇒ 指定特定相談支援事業所

①総合的・専門的な相談窓口

障がい種別に関わらず、どこに相談していいか 分からないときに、お住まいの地域を担当している 基幹相談支援サテライトに相談することができる。

相談内容に応じて、適切な関係機関へつないでいく。

- ☞『わかりやすい相談窓口』
- ☞『相談しやすい窓口』



相談者の延人数

●相談者の延	E人数					
	障がい福祉課	サテライトA	サテライトB	サテライトC	サテライトD	合計
身体 障がい	88	29	16	9	19	161
重度心身 障がい	16	0	0	0	0	16
知的 障がい	239	30	16	10	26	321
精神 障がい	112	85	46	31	64	338
発達 障がい	18	0	0	1	3	22
高次脳機能 障がい	2	1	0	0	2	5
難病	3	1	0	0	3	7
その他	32	22	14	9	13	90
合計	510	168	92	60	130	960

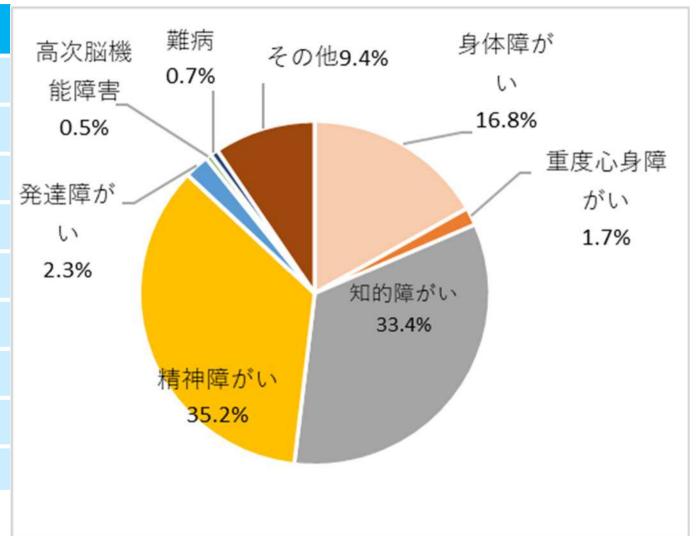
[※]重複障がいの場合は、該当する障害種別それぞれに計上。

(単位:件)

[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

相談者の割合

区分	合計
身体障がい	161
重度心身障がい	16
知的障がい	321
精神障がい	338
発達障がい	22
高次脳機能 障がい	5
難病	7
その他	90
合計	960
	(単位:件)



- ※基幹相談支援センターと基幹相談支援サテライトの合計。
- ※岐南町、笠松町の相談は含まない。

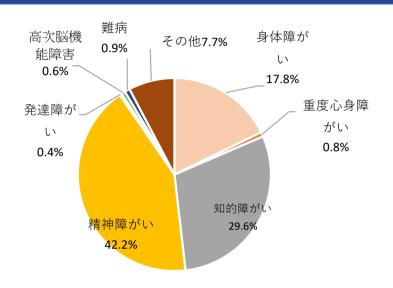
相談児者別の割合

区分	者	児	合計
身体障がい	141	20	161
重度心身障がい	6	10	16
知的障がい	235	86	321
精神障がい	335	3	338
発達障がい	3	19	22
高次脳機能 障がい	5	0	5
難病	7	0	7
その他	61	29	90

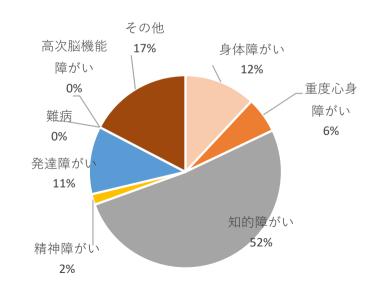
(単位:件)

960





児



- ※基幹相談支援センターと基幹相談支援サテライトの合計。
- ※岐南町、笠松町の相談は含まない。

167

793

合計

支援方法別件数

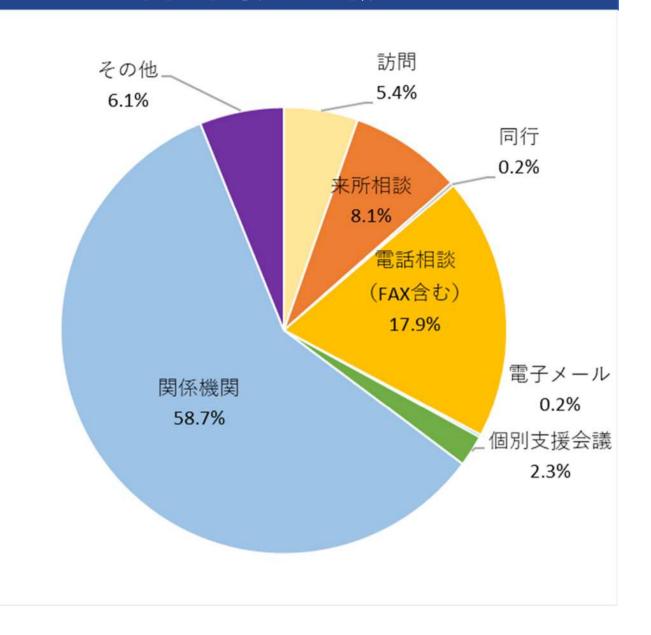
	障がい福祉課	サテライトA	サテライトB	サテライトC	サテライトD	合計
訪問	88	130	51	36	63	368
来所相談	133	22	25	33	24	237
同行	4	122	46	31	24	227
電話相談 (FAX含む)	312	299	128	149	142	1030
電子メール	3	16	0	0	8	27
個別支援会議	37	33	14	5	18	107
指定相談支援 事業所	_	126	75	41	111	353
サービス提供 事業所	_	129	43	9	63	244
関係機関	961	380	249	79	232	1,901
その他	100	0	0	0	9	109
合計	1,638	1257	631	383	694	4,603

[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

支援方法別割合(基幹相談支援センター)

種別	障がい福祉課
訪問	88
来所相談	133
同行	4
電話相談 (FAX含む)	312
電子メール	3
個別支援会議	37
指定相談支援 事業所	_
サービス提供 事業所	_
関係機関	961
その他	100
合計	1638
	792 FL 101 S



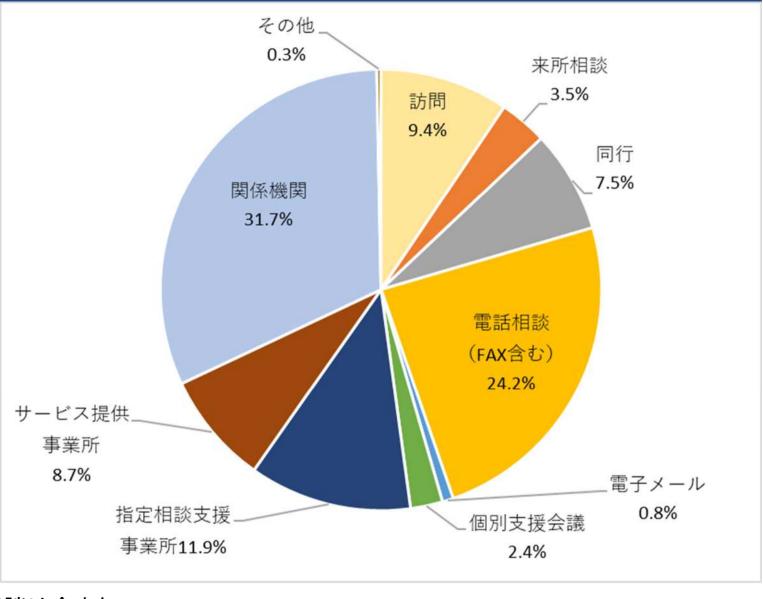


[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

支援方法別割合(基幹相談支援サテライト)

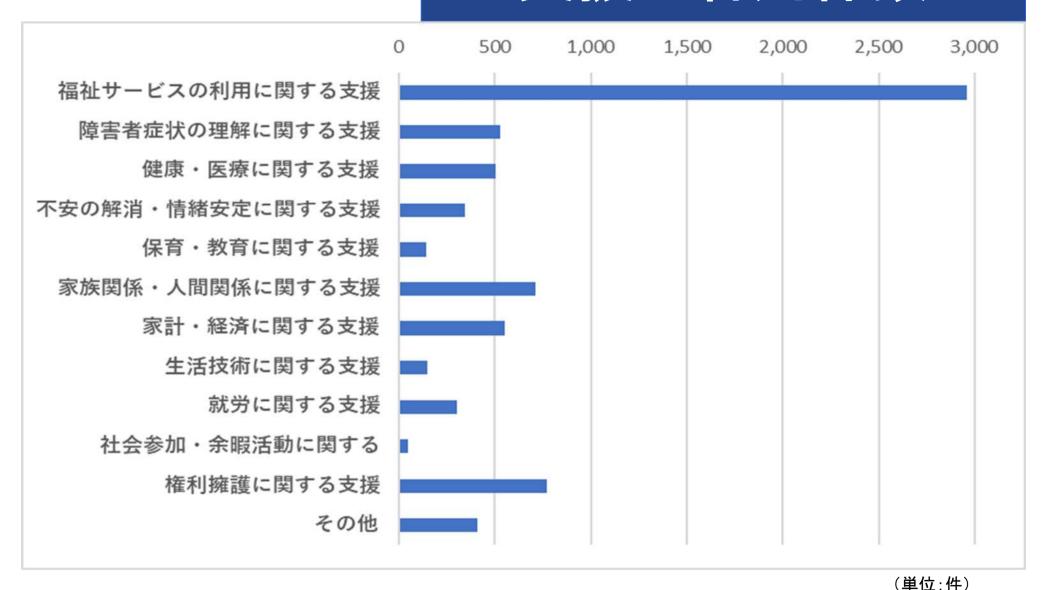
種別	件数
訪問	280
来所相談	104
同行	223
電話相談 (FAX含む)	718
電子メール	24
個別支援会議	70
指定相談支援 事業所	353
サービス提供 事業所	244
関係機関	940
その他	9
合計	2965





※岐南町、笠松町の相談は含まない。

支援内容別件数



- ※基幹相談支援センターと基幹相談支援サテライトの合計。
- ※岐南町、笠松町の相談は含まない。

②地域の相談支援体制の強化の取組

	障がい 福祉課	サテライトA	サテライトB	サテライトC	サテライトD	合計
専門的な助言・指導	204	42	62	32	6	346
人材育成支援	26	32	56	30	83	227
相談支援事業所・関係機関 との連携強化の取組	77	162	134	227	91	691

(単位:件)

[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

②地域の相談支援体制強化の取組

専門的な助言・指導

- ・地域の相談支援事業者からの相談に応じ、助言・指導 する。ケース会議等に出席し、バックアップを行っている。
- ・地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療機関、生活・就労サポートセンター等、関係機関からの相談に応じ、利用者への関わり方や考え方、それに伴う動き方など、専門的な助言や指導を行っている。

ケアマネジャー等からのサービス等 利用計画作成に関する相談にも 対応した。

②地域の相談支援体制強化の取組

人材育成支援 ①

・学習会(全5回)の企画・運営 (障がい福祉課主催)

基幹相談支援サテライトと共に企画・運営してきたが、令和6年度から主任相談支援専門員も加わっていただき、地域の相談支援専門員へ専門的な助言、指導等を行い、人材育成の支援を行った。

第1回 基礎編 (各種制度や関係機関の役割などの理解) 38名 第2回 希望が丘こども医療福祉センター見学 22名 第3回 にも包括を学ぼう

〜精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの強化に向けて〜 24名 第4回 消費生活センターを知ろう〜No More 消費者トラブル〜について 25名 第5回 モニタリングについて 40名

※サテライトは、話し合いを円滑に進行する役割を担っている。

人材育成支援 ②

・ 基幹相談支援ミーティング

相談支援事業所に相談支援専門員が一人しかいないという事業所があり、基幹相談支援サテライトが、相談支援専門員と面談や電話等で話を聞き、疑問や困っていることなどを把握し、不安を解消する機会としている。

令和6年度は、対面式で5回開催した。令和5年度の就労継続支援<u>A型</u>事業所(サービス管理責任者)との交流で、このような機会があるとよいとの声を受け、就労継続支援<u>B型</u>事業所(サービス管理責任者)との交流を実施し、相談支援専門員の資質向上にもつなげている。

基幹相談グループスーパービジョン(GSV)

基幹相談支援サテライトや主任相談支援専門員がスーパーバイザーとなり、相談支援専門員に対しスーパービジョンを行ってきた。今後、モニタリング結果の検証を行う際も、GSVの手法を用いて点検することとし、令和6年度はモデル的に実施した。

相談支援事業者・関係機関との連携強化の取り組み

- ・岐阜市障害者総合支援協議会 専門部会(テーマ別分科会)の運営(全7回)
- ・福祉相談窓口連携会議への出席(11回)

複雑・多様化する課題解決に地域ぐるみで取り組むため、総合的な相談体制の構築や支援困難者の支援体制を強化するため、平成29年から「福祉相談窓口連携会議」が庁内で開催され、出席している。関係機関が相互の理解を深め、他機関のノウハウを共有することにより多機関が緊密に連携できる相談支援体制を目指している。令和4年度から重層的支援体制整備事業の包括的な支援体制強化の取組の一つとなっている。

<出席者>地域包括支援センター(19か所)、機能強化型地域包括支援センター(3か所)、 生活・就労サポートセンター、保健センター(3か所)、医療・介護連携コーディネーター(2か所)、 基幹相談支援サテライト(4か所)、子ども支援課、子ども・若者総合支援センター、生活福祉課、 地域保健課、高齢福祉課、障がい福祉課等

・地域包括支援センター主催の会議、 地域の相談機関やサービス提供事業所が 連携強化するための会議等に参加



③地域移行・地域定着の促進の取り組み

◆令和6年度に指定一般相談支援事業所が1か所増え、地域移行支援の実績があった。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでの協議では、精神保健やメンタルヘルスに課題をもった方が、地域で自分らしく安心して暮らせるようになることは、誰にとっても優しく暮らしやすい地域づくりにつながるとの意見があった。

令和5年度の学習会にて事例をもとに地域移行支援計画について取り上げたが、 具体的なイメージが持て、積極的に取り組んでいけるような、協議の場を今後もも てるとよい。

	障がい 福祉課	サテライトA	サテライトB	サテライトC	サテライトD	合計
障害者支援施設や精神科病院等 への地域移行に向けた普及啓発	0	0	1	0	0	1
地域生活を支えるための体制 整備にかかるコーディネート	0	0	0	0	0	0

[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

④権利擁護・虐待の防止

◆市に寄せられた相談に対し、同行支援、ケース会議への出席、関係機関等の 連絡調整等の支援を行った。

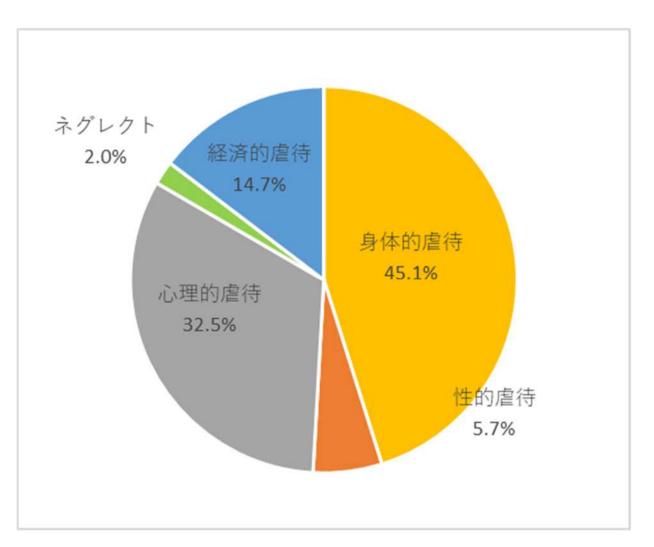
虐待に関しては、施設従事者による虐待件数の増加を受け、障がい福祉課指導係、指導監査課との対応方針会議のあり方等、対応マニュアルの内容を見直した。

	障がい 福祉課	サテライトA	サテライトB	サテライトC	サテライトD	合計
成年後見制度利用支援事業 の実施	6	0	0	0	0	6
障害者等に対する虐待を防 止するための取組	3	1	1	1	2	8
権利擁護・虐待の防止に関 する広報・その他啓発活動	3	0	0	0	0	3

[※]岐南町、笠松町の相談は含まない。

虐待類型相談件数

種別	件数
身体的虐待	228
性的虐待	29
心理的虐待	164
ネグレクト	10
経済的虐待	74
合計	505



(単位:件)

虐待種別相談件数•認定件数

令和6年度市への虐待相談・通報件数50件(うち認定件数:8件)

(単位:件)

種別	相談件数
養護者による虐待	16 (4)
施設従事者による虐待	30 (4)
使用者による虐待	0 (0) ※3件あったが、施設従事者に 重複するため、計上していない
その他(DV-児童)	4 (0)
合計	50 (8)

※()内は認定件数

今後の課題

複雑・多様化する課題解決に向けて、包括的な相談支援体制の強化が求められ、重層的支援体制の整備がすすめられている。基幹相談支援センターや基幹相談支援サテライトは、障がいの相談支援体制の中核的な役割が益々期待され、幅広い知識と専門的な対応力が求められる。

障害福祉分野の専門性を担保できるよう相談の質の向上・人材の確保と育成、地域づくりへの取り組みが課題である。

引き続き、地域課題を把握し、地域づくりを見据えた取り組みを検討していく必要がある。